

寄居町小規模修繕契約希望者登録制度 申請案内

この登録制度は、町が発注する小規模な修繕・工事の契約を希望する町内事業者を登録し、受注機会を拡大しようとするものです。登録を希望する方は次により申請書を提出してください。

【申請の提出について】

〔申請受付〕

役場閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分までの間
(正午から午後1時の間を除く)

〔申請方法〕

申請書類を財務課窓口へ持参または郵送

〔提出書類〕

- ①申請書
- ②町税完納証明書 (町税務課で取得してください)
※法人の場合は法人の完納証明書
- ③下の「申請書の書き方」6に記載の許可証等の写し(該当者のみ)

〔登録できる方〕

- ①個人の場合 : 町内に住所を有する方
- ②法人の場合 : 町内に主たる事業所を有する方
(建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問いません。)

〔登録できない方〕

- ① 地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する方
(特別の理由がある場合を除くほか、契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者)
- ② 寄居町建設工事請負等競争入札参加資格者名簿(建設工事)に登録された方
- ③ 希望業種を履行するために必要な資格又は許可を有しない方
- ④ 町税に滞納がある方(非課税の方、または納期未到来等を除く)

〔資格有効期間〕

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間
その後は、2年ごとに更新申請が必要となります。

〔その他〕

上記申請受付期間中に申請ができなかった場合、令和6年4月1日から随時受付をいたします(土・日・祝日および12月29日から1月3日を除く)。その場合の資格有効期間は、登録日から令和8年3月31日までとなります。

【申請書の書き方】

- 1 「商号又は名称」は、法人の場合、商業登記簿謄本に記載された商号を記載し、個人事業主の場合は、通常使用している名称がある場合はそれを記入し、名称がない場合は記入しないでください。
- 2 「代表者職名・氏名」の「職名」は、法人の場合は商業登記簿謄本に記載された「代表取締役」等の役職名を記入し、個人事業主の場合は「代表」と記入してください。
- 3 「事業所所在地」は事業所の所在地を記入してください。個人事業主が自宅で事業を行っている場合は自宅を事業所として住所を記入してください。
- 4 「個人事業者住所」は個人事業主が住民登録している住所を記入してください。
- 5 「使用印鑑」については登録期間中に見積書・契約書・請求書等に使用するものです。法人の場合は代表取締役印（登記印）を、個人事業主の場合は実印でなくても結構ですが、ゴム印等の変形しやすいものや三文判は使用しないでください。
- 6 希望業種は5業種以内であれば内容の制限はありません。ただし、その希望業種を履行するにあたって、法的な許可・免許・登録等を要する場合は、それらを受けていなければ申請できません。業種は簡潔かつ具体的に記入してください。許可・免許・登録等を有する方は、その種類・名称等を希望業種欄の右欄に記入し、許可証等の写しを添付してください。

〔希望業種の記載例〕

ブロック工事、大工工事、左官工事、足場工事、塗装工事、造園工事、外壁吹付、土留め工事、とび工事、ネットフェンス設置工事、水道設備工事、構内電機設備工事、畳製造修繕、ふすま工事、壁紙貼付け、ガラス工事・修繕、門扉取付け、内装工事、家具工事、建具取付け、タイル張り工事、屋外広告塔工事、路面表示工事、建築板金工事、防水工事、サッシ取付け工事、照明設備工事、火災報知設備工事、冷暖房設備工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事 等

ここに記載した業種は一例です。業種の書き方は問いませんので、希望する業種を具体的にわかりやすく1枠に1業種のみ記入してください。

【名簿登録後の留意事項】

- 1 この登録申請をした方は、「寄居町小規模修繕契約希望者登録名簿」に登載され、町が発注する小規模な修繕等の契約において業者選定の対象となりますが、選定や契約を約束するものではありません。
ただし、有効期間の間に寄居町建設工事請負等競争入札参加資格審査申請（建設工事）を提出した場合は、登録は取り消されます。
- 2 見積りに選定された場合の契約方法は、原則として複数の業者との見積り競争により、最も低価格の見積書を提出した方と契約することになります。なお、見積りに選定されても都合により辞退することは自由です。辞退する場合は必ず連絡（電話でも可）をお願いいたします。
- 3 契約を締結することとなった場合は、発注担当課の指示に従って必ず書面（契約書又は

請書)により契約します。この場合の契約保証金は、原則として免除します。なお、契約締結後は辞退できません。

- 4 契約の履行は、寄居町契約規則、寄居町建設工事請負契約約款、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。なお、請け負った契約は自ら履行することを原則とし、一括下請負（丸投げ）及び町が認めた場合以外の下請はできませんので、希望業種の記載範囲は自ら施工（履行）できる業種を記載してください。
- 5 請負代金の支払いは履行完了後に行う検査に合格後、請求に基づき支払います。支払期間は正当な請求を受けてから40日以内です。前払金・中間払金はありません。
- 6 契約に関する談合等の独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為を禁止します。業務に関して不正又は不誠実な行為等があったと認めた場合は、登録を取り消す場合があります。
- 7 この登録名簿は庁内に公開するほか、契約制度の透明性を向上するため一般に公開（閲覧）しますので、あらかじめご承認のうえ申請してください。
- 8 登録事項に変更（希望業種の追加を含む）がある場合、又は取り下げる場合は、寄居町小規模修繕契約希望者登録事項変更・取下届出書を提出してください。

お問い合わせ先

〒369-1292

寄居町大字寄居1180番地1

寄居町役場 財務課 管財契約班

TEL 581-2121（代表）

内線322・324